

大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書

令和6年2月19日

岡山市議会議長 田口裕士様

大都市制度・広域行政調査特別委員会
委員長 赤木一雄

本委員会に付託されました調査事件について、調査状況を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事件

- (1) 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
- (2) 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査

2 調査状況

別紙のとおり

大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書

1 構成

委員長	赤木一雄
副委員長	早野賢一
委員	平元道隆
〃	東毅
〃	和氣健
〃	吉本賢二
〃	難波満津留
〃	山田正幸
〃	前島慶太
〃	太田栄司

2 調査に至った経過

さらに加速し深刻さを増す少子化・人口減少への対策，多発する大規模災害への対応，原油価格・物価の高騰で影響を受ける市民への支援など，急激な社会情勢の変化により，行政需要は増加し，また，多様化，複雑化している。

そのような中でも，本市をはじめ指定都市は，住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体として，地域のニーズを積極的に把握し，地域の実情に応じた施策の決定・実施を迅速に行う「現場力」と，人口や産業，様々なインフラが集積する大都市として，スケールメリットを生かした一体的な行政運営により効率的かつ高度な住民サービスの提供を行う「総合力」を有しており，多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応している。

その一方で指定都市は，過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題，ごみや排気ガスなどの環境問題，救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題，生活保護やホームレスなどの貧困問題等，全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされている。

さらに，大都市としての集積性・高次性・中枢性による都市インフラ需要等への対応や保健衛生・教育関係等の大都市特例事務を含む道府県並みの事務など，様々な形で大都市特有の財政需要が増加しており，歳出増の要因となっているが，これらの指定都市の実態に対応した税財政制度が確立しておらず，さらに，事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどにより，指定都市では自主財源による歳入の十分な確保が困難な状況となっている。

また、効率的・効果的な行政体制を図るため、連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度、指定都市と県との役割分担について、本市だけではなく全国的な課題となっている。

こうした中、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関して、また、広域行政、区のあり方等の大都市制度に関して検証する必要があると判断し、大都市制度・広域行政調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

3 調査概要

○令和5年5月17日（第1回）

令和5年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

○令和5年6月5日（第2回）

- 1 大都市制度・広域行政調査特別委員会の調査方針及びテーマについて
【議会事務局委員会書記】
- 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
 - (1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
【政策企画課長】

会議の内容

1 大都市制度・広域行政調査特別委員会の調査方針及びテーマについて

概要

本委員会の調査方針及びテーマについて以下のとおり決定した。

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
 - (1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
 - (2) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について
- 2 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査
 - (1) 連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度に関する調査研究について
 - (2) 指定都市と県の役割分担の見直し等に関する調査研究について
 - (3) 区のあり方について
 - (4) 区別計画の進行管理について

2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

冒頭に、委員長から、本委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体に伝え、可能な限り反映させるようにしてもらいたい旨の要望があった。

白本は令和6年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の連名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取りまとめに入る段階で、政府及び政党に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月中下旬に提案内容が決定され、7月上中旬を目途に要請活動を行う。その後、下記の項目の提案事項について、地方創生・政策調整担当課長、保健管理課長、新型コロナウイルス予防担当課長、財政課長、政策企画課長、こども企画総務課長、医療助成課長、教育研究研修センター所長、ゼロカーボン推進課長、情報システム担当課長、道路港湾管理課長、教育給与課長、医療政策推進課長、学校施設課長から、資料により説明があった。

「感染症や物価高騰への対応」

- ① 「地方交付税の必要額の確保」
- ② 「多様な大都市制度の早期実現」
- ③ 「子ども・子育て支援の充実」
- ④ 「「GIGA スクール構想」の推進に向けた制度の充実」
- ⑤ 「脱炭素社会の実現」
- ⑥ 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決」
- ⑦ 「インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進」
- ⑧ 「教職員不足への対応と働き方改革の推進」
- ⑨ 「持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援」
- ⑩ 「義務教育施設等の整備促進」

○令和5年8月9日（第3回）

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

【財政課長, 税制課長】

会議の内容

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を図ることを目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、市長・議長の要望をまとめているものである。

次の令和6年度要望（案）について、財政課長、税制課長から説明があった。

要望事項

<税制関係>

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 個人住民税の一層の充実
- 5 固定資産税等の安定的確保

<財政関係>

- 6 国庫補助負担金の改革
- 7 国直轄事業負担金の廃止
- 8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- 9 地方債制度の充実

主な質問等

委員

青本の結果において、何か動きがあったことについては、どういう働きかけをしたからこういう動きにつながったという感触があるのか。

財政課長

要望については、指定都市市長会の中で当番市が総務省に要望を持って説明に伺っている。今回の成果の中で、特に地方交付税や臨時財政対策債について、国は指定都市市長会からの要望にも呼応した形になっている。臨時財政対策債の縮減を要望しているが、国もその趣旨を理解しており、今後についても縮減に向けて臨時財政対策債の見直し等を行っていききたいといったような回答をいただいている。

委員

全体としてその税源配分の是正とかずっと言ってきた中で、なかなか動きがつかれずに要望項目としては毎年続いているという状況がある。働きかけの角度として粘り強く何度も言っていくしかないものなのか、何らか変えたほうが打開の方向が見えるものなのか。

財政課長

青本の項目は、地方財政の根幹の是正を求めるものなので、これまでの地方制度の改正の歴史を見ても大変時間を要する要望項目になっているという実態がある。地方財政というのはその地方固有の財源をもって運営されるべきという地方財政制度の基本的な趣旨をしっかりと認識し粘り強くやっていくしかないという思いである。国の地方制度調査

会においても、こういった動きは指定都市のほうから権能を高めていくというのは意義が非常にあるものというような答申もいただいている。また、この要望活動を途切れることなくやっていくというのが、全政令市の財政部局の基本的なスタンスでもあるので、これまでどおり活動を継続していくという考えである。

財政局長

地方分権改革が大きく進んだきっかけは、国会における地方分権の決議だったと思う。国として地方分権あるいは基礎自治体の権限の充実ということが国会全体としてのコンセンサスにならないと、なかなか大きな改革というのは難しいのではないかと考えており、そうなるように粘り強く働きかけを続けていく。

○令和5年10月6日（第4回）

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

会議の内容

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

概要

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望の際に提出する各政党個別要望項目（本市単独要望項目）について、委員長より提案があった。これらの項目について、本市の現状等を当局から聴取し、協議した結果、委員長提案から修正して決定した。

決定した要望項目は以下のとおり。

- 1 特別自治市制度の確立について
- 2 圏域行政のさらなる充実について
- 3 子ども医療費助成制度について
- 4 教育課題に対応するための教職員配置等について
- 5 教職員の成手不足の解消について
- 6 スポーツ施設整備事業の財政的支援の充実等について
- 7 選挙に対するデジタル技術の推進について
- 8 介護者への支援について

■視察報告

○令和5年11月13日～11月15日（行政視察）

■視察日程

- | | | | |
|---|---------------|----------|------|
| 1 | 令和5年11月13日（月） | 午後1時30分～ | 広島市 |
| 2 | 令和5年11月14日（火） | 午後1時30分～ | 久留米市 |
| 3 | 令和5年11月15日（水） | 午前10時～ | 熊本市 |

■調査項目

- 1 広島市
 - ・広島県・広島市連携のための合同研究会について
- 2 久留米市
 - ・久留米広域連携中枢都市圏について
- 3 熊本市
 - ・区役所のあり方について

■広島市視察報告

広島県・広島市連携のための合同研究会について

1 視察概要

広島市企画総務局行政経営部行政経営課 分権・業務改革担当課長 松田 慎也氏から説明

- ・平成23年11月に県市トップ会談において松井広島市長が湯崎広島県知事に提案し、平成24年2月に広島県・広島市合同研究会を設置し、県・市双方の部長級以下の職員を構成員とし現在まで25回開催し、類似する行政サービスの洗い出し、73事務の移譲の検証、事務の共同化・広域連携の取組などを進めている。
- ・広島市・広島県においては、国任せにするのではなく、これらの事務を市・県のいずれが行うべきかについて、住民サービスの向上、市の施策と一体的に実施することでより高い効果が得られるか、そうした観点から、移譲の可能性について、独自に検証を行っている。
- ・最近の主な成果としては県営住宅及び市営住宅の入居募集業務の共同化を図るとともに、令和3年3月に将来にわたり公営住宅を効果的・効率的に提供するという公営住宅施策の一体的な実施に向けて、市域内の県営及び市営住宅の供給に関する協定を締結している。
- ・県の事務権限のうち市民に最も身近な市が担うことで市民サービスの向上などの効果が認められるものについては、今後も積極的に移譲の働きかけを行っていきたい。
- ・課題としては、事務移譲に伴う県からの移譲事務交付金が十分でないなどが挙げられている。

2 主な質疑応答

- Q：県と市で様々な役割分担をされたが、県が市に移譲した部分があり、市民、県民に対してサービスはすごく良くなっているが、市職員にとっては大変な業務になっているのか。
- A：県においては事務移譲を進め、事務が減ったことに係る経費が減って人も不要になって、かなりスリムになっているのではないかと。その裏返しになるので、当然、受ける

市町としては、やはり大変になっているのは間違いなくあると思う。権限が県と市で別れていると、特に子育て施策とかやりにくい部分があるため、権限を一つに集めることで仕事がしやすくなるというのがメリットとしてある。現場の職員からすると、行政の仕事はどんどん増えていく中で新しく移譲を受けて仕事が増えるとなかなか厳しい。広島市において全体の職員数は、9千人程度であり、どうしても人を減らしていく中で、各職場が要求しても人がつかない状況がある中で、交付金の話も含めてだが、従来と比べてどうなのかと言えば、大変になっていると思う。ただ広島市の場合には規模が大きいので、いろんな事務の移譲を受けているといっても、その事務が事業者の申請とか届出等を受け付ける場合年間どれくらいの件数があるとか、内容によっては通常業務の範囲内で処理をしているというものも当然あるので、人の面についてはそこまで大変ではないと考える。他の市町について、広島県では平成16年に分権に関する計画を県がつくり、その時にかなり県内の市町に事務をおろしているが、お金を十分にもらえないし、専門的過ぎてなかなか対応できないというのが広島市の市長会でも話題になったことがある。広島県が県内の市町に本市を含めヒアリングし、移譲を受けている事務に課題があるのか、どういう解決策があるかという検討をしている状況である。広島市としては県から積極的に必要なものがあれば事務権限の移譲を受けるといふ取り組みを進めている。

Q：県と市の合同研究会を作ろうとしたきっかけは、平成23年に県知事と市長のトップダウンでの話からやられたのか。

A：今から経済成長が順調に見込めないとして、広域自治体と基礎自治体が喧嘩をしてもしょうがない、特に広島で言うと最近でいえばまちづくりに、今大きなハードスペース（サッカースタジアム）ができていくけれども、あとは平和とか、かなり力を入れている部分もあるので、いろんな課題についても仲良くやっというんではないかということをして市長の方から県知事の方に持ち掛けて始まった。

Q：市長会で議論すべき点も多くあり、いろんなものがたくさん整理できると思う。政令市の広島市と県のあり方が一番大きいテーマだが、どう考えているのか。

A：県市長会として、県に対して移譲を受けた事務の現状を訴えて改善していこうというのが、県の市長会の中の議論として行われている。広島市は県市長会の中では一都市であり、指定都市でもあり、連携中枢都市でもあるので、他の市町をリードしていくところがあって、県が他の市町の一部へ話をするよりは、広島市が広島市域内のことに加えて他の市町のことも併せて話をしていく方が県域の発展という意味でもよい方向に向かっていくのではないかと考えている。

特別市を岡山市は目指されていると思うが、特別市になったらどういういいことがあるのか、市に住んでいる方や周辺市町の方にもメリットを分かりやすい形で示していかないと、特別市の機運が盛り上がっていかないと。そうした中で市長もよく言っているが、広島市が特別市になったら、こういういいことがあるんだよということで単純に市域内の二重行政の解消だけではなくて、今は連携中枢都市として近隣市町の支援とか一体的取り組みとやっている。特別市になれば財源が強化されるということで、これまで以上に近隣市町に対する支援を広島市が強力に進めていけるようになるというのが、近隣市町に対する特別市になった時のメリットとしてあると思うので、広島市が広域都市圏の取り組みとして広島市域をまたぐ芸備線であったり、路線バスの活性化、広島市が近隣市町と一緒に汗をかいて成果を上げようという取り組みをしている。そういうところを、お金も人も労力もかかるが、広島市として積極的に特別市への移行ということを見据えて取り組んでいる部分があるので、この合同研究会もそれに通ずるものがあると思っている。

3 所感

市長と知事の強固な信頼関係の下、将来の特別自治市への移行も視野に入れながら、市民・県民の利益を最優先に考え、現行制度での県との二重行政の解消、近隣市町との広域連携などへの取り組みを強化していると感じた。本市においても、市民・県民の利益を最優先に考え、課題解決には多くの困難が伴うことが容易に予想されるが、決して行政の停滞は許されるものではないため、それらを乗り越えた市と県の強固な協力関係を築き、将来を見据えた大都市制度の課題解決への取り組みを進めてもらいたい。

■久留米市視察報告

久留米広域連携中枢都市圏について

1 視察概要

久留米市総合政策部総合政策課主幹 坂田 拓真氏から説明

- ・久留米広域連携中枢都市圏は平成 27 年 11 月に久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町を圏域とし、圏域人口は約 45 万人、住み続けたい、暮らしてみたい、訪れてみたい、を目指す将来像としている。施策としては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を挙げている。
- ・主な連携事業としては、福岡県やうきは市と連携して、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進に資する、を事業目的として新産業団地整備事業に取り組んでいる。面積は約 32.5ha（うち久留米市域約 19.8ha）、事業費は約 72 億円（うち久留米市負担金約 14.7 億円）、実績としては資生堂、セキノ興産、あわしま堂を誘致している。
- ・課題としては、近年毎年のように豪雨に見舞われ、浸水被害や大規模な土砂被害が発生しているため、圏域で連携して何ができるか等を整理している。

2 主な質疑応答

- Q：現在、県域を越えて診療情報共有化事業をされているが、なかなか聞いたことがない。すごいことをされたのではないのか。
- A：佐賀県のピカピカリンクというネットワークについて、想像の域を出ないものだが、佐賀県という単位ではなく例えば佐賀県の一部の鳥栖を中心としたネットワークであれば、県の方が嫌がったとかあったのかもしれないが、今回佐賀県全体でのネットワークだったので、比較的スムーズに話が進んでいると思う。
- Q：5年、6年とやってくると、なかなか新しい事業も出てこない。特に目立つような事業も出尽くしているところもあるが、新規の掘り起こしの関係で、工夫していることがあるか。
- A：掘り起こしの件に関しては苦労している。周辺の連携中枢都市圏をやっている自治体に問い合わせたけれども、困っている状況である。具体的な掘り起こしのあり方について、いろいろ考えてみたが、自治体間で温度差もありなかなか出てこない。首長や副首長とか、そういったところから出てきた意見への対応が中心になっているというのが現状で、新たな手法というのは難しい。

3 所感

久留米広域連携中枢都市圏では第2期の取り組みとなり、第1期で当初の課題解決を終え、事業完了しているものもある。圏域共通の課題を掘り起こし課題の解決に取り組んでいるが、現実には新たな掘り起こしに苦労している。本市でも同様の状況があるので、市民のニーズをあらゆる機会をとらえ丁寧に把握し、継続した取り組みを図り圏域全体の利益につなげてもらいたい。

■熊本市視察報告

区役所のあり方について

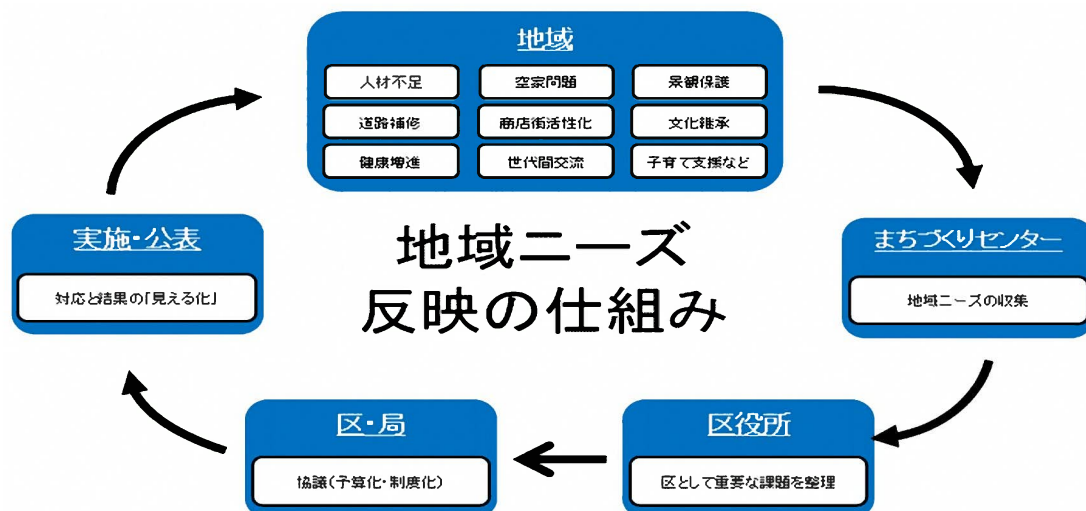
1 視察概要

熊本市文化市民局市民生活部地域政策課長 岡本 智美氏から説明

- ・熊本市の区役所は、戸籍やまちづくりなどの業務を担う区民部と保健福祉業務を担う保健福祉部で組織されており、5区全体で約1,140人の職員を配置している。
- ・窓口手続の件数について、マイナンバーによる情報連携やコンビニ交付の影響から住民部門と税務部門の手続件数は熊本地震が発生した平成28年度をピークに減少傾向にある。
- ・地域力の維持・向上を図るため、平成29年度に新設したまちづくりセンターに地域担当職員を配置（30～40歳代を5区役所で55名）するとともに、出張所等を再編している。地域担当職員は地域に積極的に出向くことなどにより多くの地域課題や市民生活に密着した要望を収集している。
- ・地域ニーズ反映の仕組みを整備することにより、地域担当職員が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、約11億円を予算化している。地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能している。
- ・主な成果としては、区の重要課題について、市役所全体で連携して対応する意識が醸成されてきた。課題としては、持続可能な地域活動を行っていくための地域の担い手育成などである。

(1) ③区・局の連携強化

「地域ニーズ反映の仕組み」を整備することによって、地域担当職員等が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。



これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、約11億円を予算化した

さらにH31年度に熊本市区の総合行政の推進に関する規則を定めて地域ニーズ反映の仕組みを強化している

熊本市視察資料より引用

2 主な質疑応答

Q：本市の例では、ある町内会では町内会長や土木委員が、区役所の地域整備課の方に、あそこの道路が悪いとかあそこの水路をどうにかしてくれとか、様々な要望書を年度当初に出す。それを出して、そこから区役所の地域整備課とか土木農林分室が担当するすべての町内会の要望を受け付けて、そこから安全性とか危険性とか優先順位をつけて予算を執行していく。熊本市の地域担当職員は、あそこが危険な道路だ、通学路が危ない、という相談を受けるのか。

A：本市では年度当初にそうした機会が特別に設けられているものではなく、日頃から自治会長や地域の方に出向いていって話を聞く中で、そうした危険箇所の相談も上がってくる。そうした場合は、直接土木センターへ自治会長をつないだり、また自治会長も土木センターの方に頻繁に行かれ、直接土木センターに相談される方もいるが、個人の方からも話が上がることはある。例えば、舗装がちょっとガタガタしているとか様々な声が上がってきて、地域担当職員にすべてつないでいる。それらをすべて土木センターの方ができるかは予算の面からも難しく、簡単に補修ができるものは対応しているが、予算が必要なものについてはやはり優先順位等をつけて対応している。しかしながら、声を上げて、なかなか予算が通らないものがある。そうしたものを、地域担当職員が間に入って地域の実情をより詳しく担当部署に伝え何か良い方向を見つけ出し、担当部署が事業に乗り出す。

Q：地域担当職員は年齢層で言うとどのぐらいか。

A：中堅どころの主査級の職員で、30代、40代の職員から若手の職員もいるが、主査級や管理職になる前に地域の声を聞いて、それを持ち帰ってまた次の職場で生かすことは大事と思っており、そうしたジョブローテーションの中で、地域担当職員になって地域のことを勉強するという機会になっていると思う。

Q：区長への予算や人事権の権限移譲はどうなっているか。

A：各区に2,000万円ずつ枠として予算化されており、その中でそれぞれの区のまちづくりの事業をする。それとは別に、施設の改修経費や道路の部分については、まちづくり推進計画とはまた別に各区からの要望になっている。2,000万円以外のその他の予算については、他の局と同じように財政課の査定等もあり要求して予算化される。区長には人事権はなく、区の中の職員の配置の見直しは、区の中でそれぞれ応援体制をするという部分が、他の局と同じような扱いにはなっている。

A：地域担当職員の業務は2,000万円のまちづくり以外にどのようなものがあるのか。

Q：本音を聞けなかったりする部分もあると思っており、地域の会合やイベントとか様々なところに顔を出している。土日とか夜間とかそういったところに出向いて地域の方とのつながりを大切にしており、その中で聞いた要望とかを他のところにつなげたり、職員の方から提案したり、要望に応じては企業とのマッチングをしたり、要望だけというところも軽く聞こえるのかもしれないが、まずは地域の方との密接な関係づくりが大事と思っている。また、自治会長が高齢であり、いろんな通知や書類が市役所から送られてすごく面倒がられたりするが、そうしたことの相談やサポートもしている。

3 所感

地域担当職員が地域に積極的に出向き収集した区の重要課題について、市役所全体で取り組むべく局との連携を図る地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能しており、本市でも参考になるのではないかと考える。

○令和5年12月15日（第5回）

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
 - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
 - (2) その他

会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
 - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

委員長から、令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の今後の進め方について、10月に開催した本委員会で各政党に要望するためにまとめた岡山市議会の単独要望項目の8項目をベースに、令和7年度の白本へ盛り込むよう要望したい内容を次回の本委員会で議論する。また、8項目以外にも白本へ盛り込むよう要望したい項目がある場合は、その項目についても議論し、その結果、令和7年度の白本へ盛り込むよう要望がまとまったものは全て、市当局へ要望することとしたい、との提案があり、案のとおり決定した。

- 2 その他

概要

本委員会の中間報告について、2月定例会において、中間報告書及び口頭報告を行うことと決定した。

○令和6年1月15日（第6回）

- 1 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査
 - (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 北区区別計画の取組状況について
 - (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 中区区別計画の取組状況について
 - (3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 東区区別計画の取組状況について
 - (4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 南区区別計画の取組状況について
- 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
 - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
- 3 大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書（案）について

会議の内容

- 1 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査
 - (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 北区区別計画の取組状況について
 - (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 中区区別計画の取組状況について
 - (3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 東区区別計画の取組状況について

(4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 南区別計画の取組状況について

概要

各区別計画の令和4年度の取組状況について、施策展開の方向性に沿って事務事業の説明があった。

主な質問等

委員

もうかる農業とは、どういう農業か。

農林水産部長

集約化による大規模な経営と付加価値のある作物を作っていくことが、大きな部分だと思っている。

委員

南区の一つの名物としてファーマーズマーケットがあると思うが、計画の中には何も触れてないのか。

農林水産部長

サウスヴィレッジでの農業体験や農業農産物の直売等を通して農業や食への関心を深めてもらい都市と農村の交流促進を図るところで、施策の方向性として上げている。

2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

各会派からの要望項目を議論し、以下の内容でまとめた。また、詳細については、正副委員長に一任した。

※令和6年1月30日 委員長から市長に要望

大都市制度・広域行政調査特別委員会における令和7年度の国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について（要望）

令和6年度の国の施策及び予算に関する提案に関して追加して要望/新規で要望	提案内容
追加 要望項目	<p>3 子ども・子育て支援の充実に（4）として、以下の内容を追加すること。</p> <p>○ 子ども医療費の高校卒業までの無料化の国としての制度化、学校給食無償化の国としての制度化、学校の教員配置基準や保育士の配置基準を拡充すること。</p> <p>5 脱炭素社会の実現に、以下の内容を追加すること。</p> <p>○ 要請の背景の下部の図、「○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど財政支援を拡充する」内に「●学校」を追加すること。</p> <p>7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進に、以下の内容を追加すること。</p> <p>○水道事業のインフラ整備に対するの国庫補助 管路更新、浄水場や水道管の耐震化に補助制度をつくること。</p> <p>10 義務教育施設等の整備促進に、以下の内容を追加すること。</p> <p><記載例></p> <p>10 義務教育施設等の整備促進</p> <p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）<u>体育館へのエアコンの設置を含め、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。</u></p>
新規 要望項目	<p>○農業支援の充実</p> <p>（1）多面的支払い交付金制度について、周辺地域にとっては、多面的支払い交付金制度は非常に有効である。ただ、手続きが煩雑で利用をあきらめる地域があることから、手続きにおける簡素化を図るとともに、導入検討地域への支援強化を行うこと。</p> <p>（2）鳥獣害対策について、山林と集落との間に緩衝帯整備を行うことが有効だと言われている。調査・研究して自治体が導入できるよう支援すること。</p> <p>（3）農業用施設整備について、農家の高齢化や担い手不足が進む中、水路、樋門、ため池、農道などの農業用施設の維持管理の効率化が必要であり、自治体が農業用施設整備予算を拡充できるよう財政的に支援すること。</p> <p>特に、災害防止に資する農業施設の改修、修繕は積極的に実施できるよう財政的支援をすること。</p> <p>○バス路線など持続的な公共交通確保・維持のための財政支援を行うこと。</p>

主な質問等

委員

白本の趣旨，令和7年の今後の流れを説明してもらいたい。

政策局長

目的は，指定都市共通または大都市特有の特に重要な課題に関して，市長，議長の連名で要請活動を実施することにより，翌年度国家予算への反映や今後の制度改正の実現を図ることとしている。原則として，指定都市の行財政に重大な影響を与えるもの，来年度の国の予算，施策に直接関連するものまたは制度の創設，改善をするもの，指定都市共通または大都市特有の行財政課題の3点すべてに該当する項目について，国に提案することとしている。

今後の流れは，本委員会で提案のあったものについて各局に共有し，必要であれば文言調整などの相談をし，指定都市市長会の要望項目を決める議論の場に出すことを予定している。

3 大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書（案）について

概要

（中間）報告書（案）について委員間で協議を行い，最終的な（中間）報告書（案）については，正副委員長に一任することとなった。

中間報告（まとめ）

これまで本委員会が行ってきた大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査、広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査を踏まえ、主立った本委員会の中間報告を行う。

まず、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査のうち、国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）（以下、「白本」という）について、及び大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）（以下、「青本」という）について、並びに青本の際に提出する単独要望項目については、本市における諸課題を国に対して要望できる機会であり、議会としての要望をまとめることが本委員会における重要な内容となっている。

これまでも精力的に調査し、本市における諸課題を議会の目線から当局へ要望し、また時には直接国に要望してきたが、白本という、20市の指定都市の市長、議長の連名により翌年度の国家予算編成にあたり、特に重要な事項を提案している本件の議論の手法について見直しを行った。

具体的には、現状の本委員会の運営では、白本の案が固まった段階で議論しているため、本市議会の意見が白本の議論の俎上に載せにくいのではないかと、この意見が委員会で出た。これを受け、令和6年度要望までは要望内容を年に1回議論してきたが、令和7年度要望に向けては、早期のタイミングで委員会としての要望内容をまとめるため、議論を年に3回程度行う予定としている。

次に、広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査について、令和5年11月に広島市、久留米市、熊本市を視察した。

まず広島市について、広島県・広島市連携のための合同研究会を調査した。平成23年11月に県市トップ会談において松井広島市長が湯崎広島県知事に提案し、平成24年2月に広島県・広島市合同研究会を設置した。県・市双方の部長級以下の職員を構成員とし現在まで25回開催し、類似する行政サービスの洗い出しについて、73事務の移譲の検証、事務の共同化・広域連携の取組などを進めている。最近の主な成果としては県営住宅及び市営住宅の入居募集業務の共同化を図るとともに、令和3年3月に将来にわたり公営住宅を効果的・効率的に提供するという公営住宅施策の一体的な実施に向けて、市域内の県営及び市営住宅の供給に関する協定を締結している。県の事務権限のうち市民に最も身近な市が担うことで市民サービスの向上などの効果が認められるものについては、今後も積極的に移譲の働きかけを行っていきたいと考えている。課題としては、事務移譲に伴う県からの移譲事務交付金が十分でないなどが挙げられている。

市長と知事の強固な信頼関係の下、将来の特別自治市への移行も視野に入れながら、市民・県民の利益を最優先に考え、現行制度での県との二重行政の解消、近隣市町との広域連携などへの取り組みを強化している。本市においても、市民・県民の利益を最優先に考え、課題解決には多くの困難があるが、それらを乗り越えた市と県の協力関係を築き、将来を見据えた大都市制度の課題解決への取り組みを進めてもらいたい。

次に、久留米市について、久留米広域連携中枢都市圏を調査した。久留米広域連携中枢都市圏は平成27年11月に久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町を圏域としている。主な連携事業としては、福岡県やうきは市と連携して、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進に資する、を事業目的として新産業団地整

備事業に取り組んでいる。課題は、近年毎年のように豪雨に見舞われ、浸水被害が頻発し甚大な被害が発生しているため、圏域で連携して何が出来るか等を整理している。

圏域共通の課題を掘り起こし課題の解決に取り組んでいるが、新たな掘り起こしに苦勞している。本市においても、市民のニーズをあらゆる機会をとらえ丁寧に把握し、継続した取り組みを図り圏域全体の利益につなげてもらいたい。

最後に、熊本市について、区役所のあり方を調査した。地域力の維持・向上を図るため、平成29年度に設置したまちづくりセンターに地域担当職員を配置するとともに、出張所等を再編している。地域担当職員は地域に積極的に出向くことなどにより多くの地域課題や市民生活に密着した要望を収集している。地域ニーズ反映の仕組みを整備することにより、地域担当職員が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、11億円を予算化している。地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能している。主な成果としては、区の重要課題について、市役所全体で連携して対応する意識が醸成されてきた。課題としては、持続可能な地域活動を行っていくための地域の担い手育成などである。

地域担当職員が地域に積極的に出向き地域の大小様々な課題を収集し、その中から区の重要課題を整理し、市役所全体で共有し課題解決につなげていく地域ニーズ反映の仕組みは、地域の課題を市の施策に生かす仕組みとして有効と考えるので、前向きに検討してほしい。

以上、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査については、本市の諸課題における議会としての意見を国に伝えることは重要なことであり、より実効的な調査を行うために、要望内容の議論に当たって手法を見直していく、また、広域行政や区のあり方については、これからも他都市の状況を調査しながら研究を続けていく。